

福保予第151号の107
2021年(令和3年)12月21日

サテライト型接種施設長 様

福 山 市 長
(新型コロナウイルスワクチン接種実施本部)

新型コロナウイルスワクチン接種を時間外・休日に行った場合の
接種費用の上乗せに係る請求について (通知)

平素から、本市予防接種行政につきましては、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年(令和3年)12月以降に実施した新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用請求については、11月30日付けで通知したところですが、見出しの費用請求につきまして、12月以降の実施分のうち「旧予診票」により請求される場合の提出様式を別紙のとおり決めました。今後は、これにより実施した月ごとに、福山市へ郵送により請求していただきますようお願いいたします。

また、12月以降の実施分のうち、「新予診票」による請求につきましては、既にお知らせしたとおり、時間外・休日加算と接種費用を一体的に広島県国民健康保険団体連合会へ請求いただくこととなりますので、福山市へ請求する「旧予診票」による請求に該当する件数を含めることのないよう御留意のほどよろしくお願いいたします。

1 提出物

請求書(様式1)及び実績報告書(様式2)

(別紙「接種費用の上乗せ(旧予診票分)に係る提出物の作成方法等について」に基づき作成。
なお、今回配布する様式は、2022年(令和4年)9月期まで継続して使用。)

2 請求額

時間外：730円×予診実施回数+消費税

休日：2,130円×予診実施回数+消費税

※ 予診の結果、接種をしなかった(「予診のみ」で請求した)場合、別紙の注意点との整合性を前提に、回数に含めることが可能。

3 請求期限等

(1) 請求期限：月ごとに取りまとめ、接種を行った月の翌月末までに請求

【実施月ごとの請求期限】	12月分：2022年(令和4年)1月31日(月)	
1月分：2月28日(月)	2月分：3月31日(木)	3月分：4月28日(木)
4月分：5月31日(火)	5月分：6月30日(木)	6月分：7月29日(金)
7月分：8月31日(水)	8月分：9月30日(金)	9月分：10月31日(月)

- (2) 支払予定：審査を終えた日の属する月の翌月末までを予定。
例) 1月中に審査を終えれば2月末までに支払い予定。

4 郵送先

〒720-0831 福山市草戸町五丁目12番4号
新型コロナウイルスワクチン接種実施本部 宛

<問合せ先>

福山市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部
月～金（祝日を除く）8時30分～17時15分
電話：(084) 928-1287 担当：石山・村上・内田